鹿児島工業高等専門学校寮務委員会規則

(設置)

第1条 鹿児島工業高等専門学校に、寮務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、校長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 入寮及び退寮に関すること。
 - (2) 寮生の生活指導及び補導に関すること。
 - (3) 寮生の福祉厚生及び保健衛生に関すること。
 - (4) 寮生の負担となる経費に関すること。
 - (5) 所掌業務に係る内部質保証に関すること。
 - (6) その他寮務に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 校長補佐(寮務主事)
 - (2) 寮務主事補
 - (3) 学科から推薦された教員 各1名
 - (4) 一般教育科から推薦された教員 1名
 - (5) 学生課長
 - (6) その他校長が必要と認めた者

(任期)

- 第4条 前条第3号、第4号及び第6号に規定する委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、校長補佐(寮務主事)をもって充てる。
- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

- 第7条 委員会に必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学生課が処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

- 1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校学寮運営委員会規程(昭和 43 年 11 月 6 日制定)は、廃止する。

附則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 16 日から施行し、改正後の鹿児島工業高等専門学校寮務委員会規則の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規則は、平成28年9月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和7年10月8日から施行し、令和7年4月1日から適用する。